

# 認知症高齢者対応型グループホーム くりあん 重要事項説明書

(指定認知症対応型共同生活介護)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

当事業所は、ご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供します。事業所の概要やサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

作成日 令和 7年8月 11日

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者名称	特定非営利活動法人 ダーナ
代表者名	理事長 西池 匡
所在地	兵庫県 豊岡市 出石町安良 3-10
法人の事業	小規模多機能型居宅介護事業所
委託事業	サービス付き高齢者向け住宅

## 2. 事業所概要

事業所の名称	認知症高齢者対応型グループホーム くりあん
事業所の所在地	〒668-0208 豊岡市出石町安良 239-1
介護保険事業者番号	2874400498
開設年月日	平成18年(2006年) 2月 15日
利用対象者	要支援2および要介護1~5の要介護認定者
利用定員	1ユニット 9名
管理者	宮嶋 努
電話・FAX番号	(電話) 0796-53-2800 (FAX) 0796-53-2801
交通の便	JR 豊岡駅より全但バス、神美経由出石行きに乗車し「下安良」で下車、徒歩3分

## 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	在宅で援助が必要な認知症の高齢者に対して、住民参加とその助け合いの精神の元に、地域に根ざした介護サービスを提供し、すべての人々が地域の中で健やかに暮らせる地域社会づくりを実現する事を目的とする。
事業の運営方針	認知症を有しても人間らしい落ち着いた生活ができるように個々に合ったサービスを提供。

#### 4. 施設の概要

##### ① 主な設備

設 備 の 種 類	面 積
居 間 ・ 食 堂 ・ 台 所	35.5m <sup>2</sup>
ト イ レ	2.7 m <sup>2</sup> • 7 m <sup>2</sup> (2ヶ所)
事 務 室	16.1 m <sup>2</sup>
居 室	7.76~8.85 m <sup>2</sup>

#### 5. 職員体制

管理者・計画作成担当者（介護支援専門員又は認知症介護実践者研修修了者）・介護従事者  
＊法定の基準に沿った人員配置

職員の職種	常務		非常務		保有資格	研修会受講等内容
	専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者		1名			介護福祉士 介護支援専門員 社会福祉士	認知症対応型サービス事業 管理者研修
計画作成担当者 (介護支援専門員)		1名			介護支援専門員 介護福祉士	認知症介護実践者研修
介 護 従 事 者	2名	2名	3名		介護福祉士 ヘルパー	認知症介護実践者研修

#### 6. 勤務体制

\* (日中) -6:00~21:00 (夜間) 21:00~翌6:00 と設定

昼 間 の 体 制	3人以上 (早出) 7:00~16:00 (日勤) 8:30~17:30 (遅出) 11:00~20:00
夜 間 の 体 制	1人 夜勤 (16:30~翌9:30)

#### 7. 休業日

休 業 日	なし
-------	----

#### 8. 施設サービスの概要

##### ①介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 食事は離床して食堂で摂取して頂くように配慮します。
排 泌	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	利用者の状況に応じて適切な入浴の介助と入浴の自立の援助を行います。又は、体調に合わせて清拭を行います。

日 常 生 活	寝たきり防止の為、出来る限り離床して頂くように配慮します。生活のリズムを考えて、毎日の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツの交換は、原則的に1週間に1回行います。(汚染時は、隨時交換します。)
機 能 訓 練	日常生活動作の継続とレクリエーション活動により、生活機能の維持・改善に努めます。
健 康 管 理 等	利用者の状況に応じ、適切な医師の往診又は医療機関への受診を実施します。感染症の発生及び蔓延を防ぐために必要な措置を実施します。
相 談 及 び 援 助	利用者及びそのご家族からの相談も誠意をもって応じ、可能な限り援助を行うように努めます。

## ② 介護保険給付費外サービス (R7.9.1~)

その他のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります

家 賃	ご利用頂きますお部屋代として頂きます。途中で入居・退去された場合、日割り計算を致します。(但し、15日未満の場合に付き)	月額： (A)38,000円 (B)42,000円 (C)45,000円
保 証 金	入居に際して保証金として利用料(家賃、食費、光熱水費、共益費)の1ヶ月分を申し受けます。 利用料(家賃、食費、光熱水費、共益費)の2ヶ月以上の遅延の際、あるいは退去時の原状回復費並びに契約の終了時の精算等に充当いたします。尚、差額については別途徴収あるいは退去後30日以内に返金致します。	保証金：(A)138,250円 (B)142,250円 (C)145,250円 内訳 家賃：(A)38,000円 (B)42,000円 (C)45,000円 食費：54,250円 光熱水費：26,000円 共益費：20,000円
食 費	管理栄養士が立てた高齢者向けの献立により3食及びおやつを提供します。※委託業者に発注の為、食事のキャンセルは1週間前にお願いします。それ以外は実費を頂きます。	月(31日)：54,250円 朝食：350円 昼食：625円 夕食：625円 おやつ：150円
光 熱 水 費	電気代・水道代として頂きます。 外泊などにより当該事業所に終日不在に限っては、光熱水費は頂きません。 日割り計算で精算いたします。	月額：26,000円
共 益 費	共用スペースにおいて使用した物品管理	月額：20,000円
日常用品の費用	個々に係る日常生活用品が必要な場合は、購入後、実費請求となります。 例)紙おむつ、化粧品、歯ブラシ等	実費
散 髪 等	ご希望により実費請求となります。	実費

健 康 管 理	利用者及びご家族の希望により、提携医療機関の往診又は通院により対応します。又、医師の診断により、必要に応じて訪問看護と契約して頂きます。	実 費
---------	--	-----

※介護保険給付費等、重要事項説明書別紙にて明示

## 9. 利用料のお支払い方法

1ヶ月ごとに計算しご請求します。（翌月払い）  
翌月10日までに請求書を発行（発送）。15日までに以下の方法でお支払い下さい。

現金	当事業所窓口でのお支払い。
振込	但馬信用金庫 本店 普通 0752817 特定非営利活動法人ダーナ 理事長 西池 匡
○ 自動引き落とし	但馬信用金庫

## 10. 当施設ご利用の際の留意事項

来 訪 ・ 面 会	家族の面会については、随时としております。 ※21:00～6:00 玄関施錠
お 食 事	来訪者・面会者がお食事をされる場合は、事前にお申込み下さい。 (6日前)
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊の際は必ず事前に行先、帰宅時間、食事の有無をお申し出下さい。※食事のキャンセルは1週間前までにお申し出下さい。それ以降につきましては食事代を頂きます。
所 持 品	ご自宅と同じようにお過ごし頂けるよう、使い慣れた家具、衣類、品々等をお持ち下さい。 ホットカーペット・電気コタツの持込みは可能です。(要防炎ラベル) なお、ガス器具・電気器具・石油関係器具は不可とします。
カ ー テ ン	居室カーテンは消防法に定められた、防炎ラベルのあるものに限定されます。
居 室 ・ 設 備 ・ 器 具 の 利 用	施設内の居室や設備及び器具は本来の用途に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償して頂くことがあります。
喫 煙 ・ 飲 酒	決められた時間・場所以外ではお断りします。
迷 惑 行 為	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、許可なく他の利用者の居室に立ち入らないようお願いします。
所 持 品 ・ 現 金	原則として、ご本人もしくはご家族で管理をお願いします。
宗 教 ・ 政 治 活 動	施設内での他の利用者に対する宗教活動・政治活動はご遠慮下さい。
動 物 飼 育	原則として施設内へのペットの持込みはお断りしています。
オムツ類・自助具	紙オムツ・パット類及び自助具は個人購入とします。(実費)

## 11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「くりあん消防計画」に基づき対応します。	
災害対策に関する担当者	川崎 健作（防火管理者）	
平常時の訓練	別途定める「くりあん消防計画」に基づき、避難訓練を年2回、利用者も参加して実施します。	
緊急対応方法	利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡致します。	
防災設備	非常口	1
	誘導灯	1
	非常灯	各居室1・食堂1
	消火器	3箇所
	スプリンクラー	水道連結型
	自動火災報知機	1(同一敷地内他事務所)
	通報装置	1(同一敷地内他事務所)

## 12. 事故発生時及び緊急時の対応方法

事故発生時の対応方法	当事業所が利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者ご家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。 事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
利用者の病状の急変等の緊急時の対応方法	サービスの提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族等に速やかに連絡させて頂きます。病状等の状況によっては、事業所の判断により救急車による搬送を要請することもあります。

## 13. 損害賠償等について

損害賠償について	サービス提供に伴い、万が一事故が発生し、利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。ただし、利用者の故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認める場合には損害賠償責任を命じることができます。
----------	---

損害賠償の免除について	<p>事業所は下記の項目に定める場合には損害賠償責任を免除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者及びその利用者代理人が、契約締結日にその心身状況及び病歴等の重要な事項について故意に告げずに、これら重要な事項に起因して利用者に障害が発生した場合。</li> <li>利用者及びその利用者代理人が、サービス実施にあたり必要な事項に関し、事業所の聴取などに対し、故意に応じてなかったことに起因して利用者に障害が発生した場合。</li> <li>利用者の急激な体調の変化等、事業所の提供したサービスを原因としない事由により発生した障害の場合。</li> <li>利用者の急激な体調の変化等、事業者の提供したサービスを原因としない事由により発生した障害の場合。</li> <li>利用者が事業者若しくは介護従事者等の指示等に反した行為により発生した障害の場合。</li> </ul>
損害賠償責任保険加入先	損害保険ジャパン株式会社

#### 14. 秘密保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密保持について	当該事業所及びその職員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な利用なく、第三者に洩らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
職員に関する秘密保持について	就業規則にて職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密保持の義務はあります。秘密保持の義務規定に違反した場合は、罰則規定を設けています。
個人情報の保護について	<p>当該事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得（別紙、個人情報同意書）、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用います。また、利用者の家族等の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ているものに限っては、サービス担当者会議等で利用者の家族等の個人情報を用います。</p> <p>当該事業所は、利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

#### 15. 情報公開等

情報公開等について	当該事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 03310004 号、老推発第 03310004 号、老老発第 0331017 号第 3 の五の 4 の（4）に基づき、本事業所玄関文書、インターネットホームページにおいて公開する。
情報公開等の方法について	<p>当事業所は市町村等と連携を図るため保険者等への情報提供や介護相談員派遣事業の受託などを行う。</p> <p>当事業所は自ら提供する事業の質の評価を行うとともに、介護保険法第 115 条の 36 の規定により、1 年に 1 回、外部のものによる評価を受け、結果をインターネット等で公表する。</p> <p>当該事業所は介護保険法第 115 条の 35 第 1 項の規定により、1 年に 1 回「介護サービス情報の公表」の調査を受け、基本情報と合わせて調査情報をインターネットで公表する。</p>

## 16. 介護計画（ケアプラン）

認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 について	認知症対応型共同生活介護サービスは、利用者1人1人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常生活を送ることができるよう支援するものです。 事業所の管理者及び計画作成担当者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえで、認知症対応型共同生活介護計画を定め、その実施状況を評価します。
サービス提供に関する記録について	サービス提供に関する記録は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。利用者又は利用者の家族などはその記録を閲覧が可能です。

## 17. 高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止等のための取り組み	事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 <ul style="list-style-type: none"><li>研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。</li><li>個別の介護計画の作成など適正な支援の実施に努めます。</li><li>職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。</li></ul>
------------------	--

## 18. 身体拘束について

身体拘束廃止のための取り組み	事業者は、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。 <ul style="list-style-type: none"><li>身体拘束廃止に関する指針を整備します。</li><li>身体拘束廃止委員会を2ヶ月に1回開催し、その結果を職員に周知徹底します。</li><li>職員に対し、指針に基づいた研修計画を作成し定期的な教育を実施します。</li><li>緊急やむを得ない場合には、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を得た場合のみ、その同意条件と期間内においてのみ行うことができます。</li><li>身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、5年間保存します。</li></ul>
----------------	---

## 19. 衛生管理等

衛生管理について	事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。職員の健康管理を徹底し、職員の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講じるとともに、職員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。
----------	--

感染症対策マニュアル	ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、職員に周知徹底しています。 また、職員への衛生管理に関する研修を年1回行っています。
他関係機関との連携について	事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないようには必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとします。

## 20. 運営推進会議について

運営推進会議の設置・開催	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、利用者、地域住民、関係機関に対し、地域に開かれたサービスをすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置し、概ね2ヶ月に1回運営推進会議を開催します。
運営推進会議の構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の役員</li> <li>・利用者及び利用者の家族</li> <li>・市町村職員又は地域包括支援センター職員</li> <li>・認知症対応型共同生活について知見を有する者</li> </ul>
運営推進会議の記録	運営推進会議の記録はその都度会議録を作成し、事業所の窓口に設置するとともに各構成員、当事業所職員に閲覧又は周知します。

## 21. 苦情相談等受付け機関

当事業所	相談受付担当者 管理者：宮嶋 努 ご利用時間 8:30 ~ 17:30 ご利用方法 電話 0796-53-2800 苦情及び心配事等、気兼ねなくご相談下さい。
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	豊岡市健康福祉部 高年介護課 電話 0796-24-2401 時間 8:30 ~ 17:15
相談先	豊岡地域包括支援センター 電話 0796-24-2409 時間 8:30 ~ 17:15 出石・但東地域包括支援センター 電話 0796-52-7015 時間 8:30 ~ 17:30
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	兵庫県国民保険団体連合会 電話 078-332-5601 (代表) FAX 078-332-0986 (代表)

## 22. 協力医療機関

医療機関名	たじま医療生活協同組合ろっぽう診療所
医師名	藤井 高雄
診療科目	内科・小児科・リハビリテーション
入院設備	無し

住 所	兵庫県豊岡市今森 465-1
電 話 番 号	0796-24-7007
提 携 契 約 の 内 容	当事業所と上記医療機関は、提携契約に基づき診察・入院対応等可能な範囲で医療の提供を行い、緊急時の対応も行う。

医 療 機 関 名	ちば内科・脳神経内科クリニック
医 師 名	千葉 義幸
診 療 科 目	内科・脳神経内科・脳神経外科
入 院 設 備	無し
住 所	兵庫県豊岡市九日市下町 5-1
電 話 番 号	0796-22-7000
提 携 契 約 の 内 容	当事業所と上記医療機関は、提携契約に基づき診察・入院対応等可能な範囲で医療の提供を行い、緊急時の対応も行う。

### 23. 医療連携

連 携 法 人 名	一般社団法人ソーシャルデザインリガレッセ
連 携 事 業 所 名	日本財団在宅看護センター豊岡リハビリ対応型訪問看護ステーション
種 目	訪問看護
住 所	兵庫県豊岡市日高町祢布 969-1
電 話 番 号	0796-43-1011
業 務 委 託 契 約 の 目 的	当事業所と上記事業所は、業務委託契約に基づき訪問により医療との連携を行い、健康管理に努めると共に生活の質の向上を目的とする。
業 務 委 託 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週 1 回の定期訪問。(健康管理と相談助言。医療機関への報告連携)</li> <li>・24 時間の相談、連絡の体制確保。(必要あれば訪問。有料。)</li> <li>・重度化、看取りに対し必要が生じた場合の対応。 (入居者或いはご家族の意向を基に、事業所間の連携を図りつつ、特に医療機関(主治医)との調整とその指示の下看護を行う。)</li> </ul>
そ の 他	医師(主治医)の指示の下看護を行うことが大前提です。その為、医師の判断・指示の内容により看護が必要な状態の場合、その対応に対し別途費用(個人負担)が発生致します。 *医師から「特別訪問看護指示書」が出た場合など。

### 24. その他事項

重要事項説明書等、法律の変更や記載変更を行った場合は、新事項を追加修正した「重要事項説明書」を作成し、利用者及びご家族へ説明を行います。

※状況に応じ 郵送等による説明対応とさせて頂く場合もあります。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 7年 7月 28日
-----------------	--------------

当該事業者は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者】

事 業 者	法 人 名	特定非営利活動法人ダーナ	
	代 表 者 名	理事長 西池 匡	印
	法 人 所 在 地	兵庫県豊岡市出石町安良 3-10	
	事 業 所 名	認知症高齢者対応型グループホーム くりあん	
	所 在 地	兵庫県豊岡市出石町安良 239-1	
	連 絡 先	0796-53-2800	
	説 明 者 氏 名	川崎 健作	印

【ご利用者・ご家族など記入欄】

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を確かに受けました。

ご 利 用 者	住 所		
	氏 名		
上記署名は、			( ) が代行しました。
ご 家 族	住 所		
	連 絡 先	自宅等	携帯等
	氏 名 ・ 続 柄	印 (続柄)	

【 □ 身元引受人記入欄 • □ 代理人記入欄 】

住 所		
連 絡 先	自宅等	携帯等
氏 名 ・ 続 柄	印 (続柄)	